

平成29年9月定例会

議案説明資料
予算に関する説明書
(平成29年度9月補正予算等関係)

警察本部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

平成29年9月定例会議案説明資料目次

【予算関係】

(一般会計)

警察本部

議案番号	件名	課名等	頁
議案第1号	平成29年度鳥取県一般会計補正予算(第2号)		
	1 補正予算説明資料	(総括表) 会計課	1 2
	2 債務負担行為に関する調書		3

【予算関係以外】

報告番号	件名	課名等	頁
報告第2号	議会の委任による専決処分の報告について		
	(4) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成29年7月26日専決)	監察課	4
	(5) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成29年7月26日専決)	監察課	5
	(6) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成29年7月26日専決)	監察課	6
	(7) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成29年7月26日専決)	監察課	7

議案説明資料総括表

警察本部 (単位: 千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
会計課	16,309,402	0	16,309,402					
合計	16,309,402	0	16,309,402					

説明

- (新) 捜査用情報収集システム整備事業 債務負担行為額19,221千円
 サイバー空間の脅威に的確に対処するため、捜査用インターネット環境を構築し、捜査等の迅速化によるサイバー空間の安全の確保を図る経費

平成29年度一般会計補正予算説明資料

9款 警察費

2項 警察活動費

会計課 (内線: 8502)

2目 刑事警察費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 捜査用情報 収集システム 整備事業	0	[債務負担行為額] 19,221	[債務負担行為額] 19,221				[債務負担行為額] 19,221	
トータルコスト	0	0	0	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	企画調整、契約				
事業内容の説明								
1 事業概要								
サイバー空間の脅威に的確に対処するため、捜査用インターネット環境を構築し、捜査等の迅速化によるサイバー空間の安全の確保を図る。								
2 主な事業内容								
インターネットが国民生活や社会経済活動に不可欠な社会基盤として定着し、今や、サイバー空間は国民の日常生活の一部となっている。こうした中、本県におけるサイバー関係の相談件数は毎年増加傾向にあり、平成28年の相談件数は1,376件で平成24年の2倍以上となっている。								
また、全国的には、児童ポルノ事犯、ストーカー事案、詐欺・悪質商法、薬物事犯、暴力団によるインターネットカジノゲームを利用した賭博事件及び外国人によるインターネットバンキング不正送金事案等のサイバー犯罪が増加しており、巧妙化、悪質化と相まってサイバー空間における脅威は、深刻化している状況にある。								
県警察におけるサイバー犯罪捜査は、生活安全部門のみならず、通常のネットワーク利用犯罪については各部門で行っているところ、県警察の捜査用のインターネット環境は万全ではない。								
日々、高度化の一途をたどり、脅威が深刻化しているサイバー犯罪に的確に対処するため、捜査用インターネット環境を構築する。								
【サイバー関連相談の受理件数】								
	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年			
件数	626件	746件	890件	1,248件	1,376件			
※ サイバー犯罪								
サイバー犯罪とは、「コンピュータ技術及び電気通信技術等の情報技術を利用した犯罪」をいい、大きく次の3つに分類される。								
○ 不正アクセス行為の禁止等に関する法律違反								
○ コンピュータや電磁的記録を対象とした犯罪								
○ コンピュータ・ネットワークをその手段として利用した犯罪								
3 債務負担行為額 (平成30年度から平成35年度まで)								
○ 捜査用支援端末 34台外 19,221千円								

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追 加

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
	千円		千円		千円	国庫支出金	地方債	その他	千円
平成29年度 捜査用情報収集システム賃 借料	19,221		0	平成30年度から 平成35年度まで	19,221	千円	千円	千円	19,221

件名	<p>議会の委任による専決処分の報告について (4) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成29年7月26日専決)</p>
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成29年7月26日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 和解の相手方 大阪市中央区北浜四丁目5番33号 住友三井オートサービス株式会社 代表取締役社長 露 口 章</p> <p>(2) 和解の要旨 県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金63,245円を支払うものとする こと。</p> <p>(3) 事故の概要</p> <p>ア 事故発生年月日 平成28年8月10日 午前11時頃</p> <p>イ 事故発生場所 鳥取市西町三丁目地内</p> <p>ウ 事故の状況 鳥取県郡家警察署所属の職員が、捜査用務のため普通乗用自動車を運転中、駐車場内で後退した際、左後方の安全確認が不十分であったため、駐車していた和解の相手方所有の軽貨物自動車に衝突し、双方の車両が破損したものである。</p> <p><参考></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 損害賠償額 63,245円 うち、保険支払額33,245円、県費支出額30,000円（免責額3万円） ・ 県側車両損害額 0円（修理不要）

件名	<p>議会の委任による専決処分の報告について (5) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成29年7月26日専決)</p>
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成29年7月26日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要 (1) 和解の相手方 大山町 (2) 和解の要旨 県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金124,200円を支払うものとする。 (3) 事故の概要 ア 事故発生年月日 平成28年12月6日 午後4時5分頃 イ 事故発生場所 西伯郡大山町赤松地内 ウ 事故の状況 鳥取県警察本部交通部交通機動隊所属の職員が、交通用務のため普通特種自動車（パトカー）を運転中、運転操作を誤り、道路を逸脱し、和解の相手方が設置するガードレールに衝突し、同ガードレールを破損させたものである。</p> <p><参考> ・ 損害賠償額 124,200円 うち、保険支払額94,200円、県費支出額30,000円（免責額3万円） ・ 県側車両損害額 0円（修理不要）</p>

件名	<p>議会の委任による専決処分の報告について (6) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成29年7月26日専決)</p>
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成29年7月26日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要 (1) 和解の相手方 八頭郡智頭町 個人 (2) 和解の要旨 県側の過失割合を2割とし、県は、損害賠償金20,520円を支払うものとする と。 (3) 事故の概要 ア 事故発生年月日 平成29年1月27日 午後3時55分頃 イ 事故発生場所 八頭郡智頭町大字市瀬地内 ウ 事故の状況 鳥取県智頭警察署所属の職員が、捜査用務のため小型乗用自動車を運転中、路外駐車場から道路へ進入してきた和解の相手方所有の軽乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。</p> <p><参考></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 損害賠償額 20,520円 うち、保険支払額0円、県費支出額20,520円（免責額3万円） ・ 県側車両損害額 123,000円 うち、相手方からの賠償額98,400円、県実質負担額24,600円

件名	<p>議会の委任による専決処分の報告について (7) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成29年7月26日専決)</p>
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成29年7月26日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要 (1) 和解の相手方 米子市 個人 (2) 和解の要旨 県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金286,900円を支払うものとする。 (3) 事故の概要 ア 事故発生年月日 平成29年3月28日 午前10時45分頃 イ 事故発生場所 米子市米原七丁目地内 ウ 事故の状況 鳥取県米子警察署所属の職員が、生活安全用務のため小型乗用自動車を運転中、駐車場で後退した際、右前方の安全確認が不十分であったため、駐車していた和解の相手方所有の普通乗用自動車に衝突し、双方の車両が破損したものである。</p> <p><参考> ・ 損害賠償額 286,900円 うち、保険支払額256,900円、県費支出額30,000円(免責額3万円) ・ 県側車両損害額 0円(修理不要)</p>

